

保保発0915第1号
平成21年9月15日

社会保険庁運営部企画課長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

出産育児一時金等の内払金の支払について

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529005号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第2の4（2）において、医療機関等（病院、診療所又は助産所をいう。以下同じ。）が請求した出産育児一時金等（出産育児一時金及び家族出産育児一時金をいう。以下同じ。）の代理受取額（直接支払制度により、医療機関等が、被保険者等（船員保険の被保険者又は被保険者であった者をいう。以下同じ。）が加入する又は加入していた保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。以下同じ。）が42万円（財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。）でない場合にあっては39万円。以下同じ。）未満であるとき、「これらの額と代理受取額の差額を被保険者等に対し支払うものとする」こととされ、また、「（実施要綱の第2の）2（2）②に規定する明細書等により、直接支払制度を利用していること及び出産にかかった実費が確認できた場合は、専用請求書の到達を待たずとも、必要に応じ差額の振込先を記した書面の提出を求めること等を通じ、当該差額を被保険者等に早期支給するものとする」とされているところであるが、これに係る取扱いについては、下記のとおりとするので、その運用に当たっては遺憾なきを期されたい。

記

1. 概要

医療機関等が請求する代理受取額が、42万円未満の場合、保険者にあっては、直接支払制度が緊急の少子化対策の一環として平成23年3月31日までの出産に限り実施される暫定的な措置であることにかんがみ、例外的に、医療機関等の専用請求書に基づく出産育児一時金等の支給決定を行う前であっても、出産育児一時金等として支給すべき額と代理受取額の差額を出産育児一時金等の内払金として被保険者等に支払うものとする。

2. 内払金の支払に係る業務

内払金は出産育児一時金等そのものとは言えないことから、出産育児一時金等の内払金の支払については、出産育児一時金等の支給ではなく、出産育児一時金等の支給に関する業務に附帯する業務として行うものであること。

3. 内払金に係る会計処理

内払金に係る会計処理については、以下の(1)又は(2)のとおりとすること。

(1) 内払金の支払と医療機関等へのお産育児一時金等の支給決定が同一年度に行われた場合

内払金の額及び医療機関等の代理受取額の合計額について、現行の取扱いどおり「出産育児一時金」又は「家族出産育児一時金」として計上する。

(2) 内払金の支払と医療機関等へのお産育児一時金等の支給決定が年度をまたいで行われた場合

内払金は出産育児一時金等そのものではないが、会計処理の便宜上、「出産育児一時金」又は「家族出産育児一時金」として扱い、翌事業年度における医療機関等の代理受取額については、出産育児一時金等として支給すべき額から内払金の額を差し引いた額を、それぞれ「出産育児一時金」又は「家族出産育児一時金」として計上する。